

令和5年第1回

瑞浪市議会定例会議案

令和5年2月27日

目 次

議第 2 号	瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に ついて……………	7
議第 4 号	瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 4
議第 5 号	瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の 制定について……………	1 5
議第 6 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び 瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1 7
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議第 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
議第 1 0 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6
議第 1 1 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 8
議第 1 2 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 1 3 号	瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬 廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	3 0
議第 1 4 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	3 2
議第 1 5 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	3 3
議第 1 6 号	財産の取得について……………	3 4
議第 1 7 号	工事請負契約の締結について……………	3 5

議第18号	令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号）	36
議第19号	令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	43
議第20号	令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	45
議第21号	令和4年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）	47
議第22号	令和4年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）	48
議第23号	令和5年度瑞浪市一般会計予算	50
議第24号	令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	60
議第25号	令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	63
議第26号	令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	67
議第27号	令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	71
議第28号	令和5年度瑞浪市水道事業会計予算	74
議第29号	令和5年度瑞浪市下水道事業会計予算	77

議第 2 号

瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について

瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、実施機関が保有する死者情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、死者情報の開示を請求する権利を明らかにすることにより、遺族の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、瑞浪市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものに限る。
- (2) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱わなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た死者情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(開示請求者及び開示対象情報)

第4条 次の各号に掲げる者(以下「開示請求者」という。)は、当該各号に定める死者情報(以下「開示対象情報」という。)に限り開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(1) 死亡した時点において未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報

(2) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(前号に該当する者を除く。) 当該死者の死亡に関する情報、当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに当該死者の相続人である場合にあっては、被相続人である当該死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 被相続人である当該死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

2 未成年者又は成年被後見人である開示請求者の法定代理人は、当該開示請求者に代わって開示請求をすることができる。

3 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報が次のいずれかに該当するときは、当該開示対象情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

(1) 法令又は条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないと定められているもの

(2) 死者の評価、診断、判定及び選考に関するものであって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより、開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(4) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの

(一部開示)

第5条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の一部に前条第3項の規定による開示しないことができる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いた部分について、開示するものとする。

（開示対象情報の存否に関する情報）

第6条 開示請求に対し、当該開示請求に係る開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該開示対象情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求方法）

第7条 開示対象情報の開示請求をしようとする開示請求者は、当該開示対象情報を保有する実施機関に対し、本人であること及び死者との関係を明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1） 氏名及び住所
- （2） 請求に係る開示対象情報を特定するために必要な事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定）

第8条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る開示対象情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第6条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る開示対象情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに

書面により延長する理由及び期間を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対して、その決定内容を速やかに書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る開示対象情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第9条 実施機関は、開示請求に係る開示対象情報に第三者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第10条 実施機関は、開示決定をしたときは、当該開示決定について反対意見書が提出されている場合を除き、速やかに開示請求者に対して当該開示対象情報の開示をしなければならない。

2 開示対象情報の開示は、実施機関が第8条第3項に規定する通知書で指定する日時及び場所において行うものとする。

3 開示対象情報の開示は、当該開示対象情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、実施機関は、開示対象情報を閲覧させることにより当該開示対象情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第5条の規定による一部開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該開

示対象情報の写しにより開示することができる。

(費用の負担)

第11条 開示対象情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示対象情報の写しの交付を請求した者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他法令等との調整)

第12条 他の法令等により、開示対象情報の閲覧又は縦覧に関する手続が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。ただし、開示対象情報に係る開示請求者からの開示請求については、この条例によるものとし、瑞浪市情報公開条例は適用しないものとする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に係る諮問)

第14条 開示決定等について審査請求があったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞浪市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第21号。以下「審査会条例」という。）第2条に規定する瑞浪市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る死者情報の全部を開示することとする場合（当該開示対象情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問した場合には、実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（当該開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示対象情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、審査会条例の定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、実施機関に答申するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第3号

瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条の規定により、岐阜県の条例の定めるところにより瑞浪市（以下「市」という。）が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）

、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(情報システムの整備等)

第3条 市の機関等は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付

については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 4 号

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「8, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第5号

瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定
について

瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「
法」という。）第49条の11第2項又は第3項の規定に基づく避難行動
要支援者名簿（法第49条の10第1項の規定により作成された避難行動
要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」
という。）の提供に関し、本人の同意に関する特例、名簿情報の提供を受
けた者の義務その他必要な事項を定めるものとする。

(避難支援等関係者の範囲)

第2条 市における法第49条の11第2項の避難支援等関係者は、次のと
おりとする。

- (1) 瑞浪市消防本部
- (2) 瑞浪市消防団の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）
に規定する消防団
- (3) 岐阜県警察
- (4) 市の区域に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）に
定める民生委員
- (5) 社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会

(6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者として市長が定める者

（名簿情報の提供における同意に関する特例）

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により前条に規定する避難支援等関係者（次条において「避難支援等関係者」という。）に名簿情報を提供する場合には、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることを要しないものとする。

（名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等）

第4条 法第49条の11第2項又は第3項の規定による名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報に漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等以外の目的のために提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（秘密保持義務）

第6条 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第6号

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第7号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」

に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第

3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定、第50条の改正規定及び第51条の改正規定（同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児

の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議第 9 号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備
の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた
放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関す
る指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安
全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。
）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知する
とともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との
連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につ
いて周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第10号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第15条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る瑞浪市国民健康保険条例第5条の2第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第15条の6の12並びに第20条第1項第2号及び同項第3号並びに同条第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の

保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 1 号

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市分担金徴収条例（昭和 6 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表土地改良事業の部県営土地改良事業の款に次のように加える。

経営体育成基盤整備事業		1 0 0 分の 7 . 5
-------------	--	----------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 2 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例
瑞浪市附属機関設置条例（平成 2 8 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部瑞浪市廃工場等指定審査委員会の項の次に次のように加える。

瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会	瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金 申請事業の審査及び評価
-----------------------	-----------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「廃工場等指定審査委員会委員
「廃工場等指定審査委員会委員
を 新たな事業チャレンジ支援
審査業技術研究所運営委員会委員」
審査業技術研究所運営委員会
員
補助金審査会委員 に改める。
委員 」

議第13号

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき」を削る。

第11条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第23条第1項」に改め、同条第3項中「第22条」を「第25条」に改める。

(瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第3項中「第22条」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 1 4 号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
和 田 隆 彦	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第15号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
小司隆信	※※※※※	※※※※

議第16号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 瑞浪市指定ごみ袋 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 15,947,800円 |
| 4 | 取得の相手方 | 本巣郡北方町高屋伊勢田2丁目43番地の2
株式会社ユイテック
代表取締役 森 康成 |

議第17号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業
一般国道19号線ほか1路線道路改良工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 231,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 瑞浪市南小田町3丁目306番地
板垣建設株式会社 瑞浪支店
支店長 越智 剛 |

議第18号

令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度瑞浪市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,107,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,224,110	22,000	5,246,110
	1市民税	2,133,500	△38,000	2,095,500
	2固定資産税	2,413,900	42,000	2,455,900
	4市たばこ税	248,000	18,000	266,000
7 地方消費税 交付金		875,000	49,000	924,000
	1 地方消費税 交付金	875,000	49,000	924,000
8 ゴルフ場 利用税交付金		161,000	17,000	178,000
	1 ゴルフ場 利用税交付金	161,000	17,000	178,000
10 地方特例 交付金		41,110	668	41,778
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	668	668
11 地方交付税		3,729,948	100,175	3,830,123
	1 地方交付税	3,729,948	100,175	3,830,123
13 分担金 及び負担金		41,784	△6,100	35,684
	1 分担金	7,036	△1,456	5,580
	2 負担金	34,748	△4,644	30,104
14 使用料 及び手数料		298,715	△1,200	297,515
	1 使用料	124,446	△1,200	123,246
15 国庫支出金		2,547,995	△131,727	2,416,268
	1 国庫負担金	1,396,724	△81,136	1,315,588
	2 国庫補助金	1,142,551	△50,291	1,092,260
	3 委託金	8,720	△300	8,420
16 県支出金		1,068,178	△21,872	1,046,306
	1 県負担金	595,474	△15,837	579,637
	2 県補助金	379,797	△6,035	373,762
17 財産収入		85,957	4,191	90,148
	2 財産売払収入	8,736	4,191	12,927
18 寄附金		270,520	△55,400	215,120
	1 寄附金	270,520	△55,400	215,120
19 繰入金		1,133,622	△469,727	663,895
	1 基金繰入金	1,110,961	△455,469	655,492
	2 財産区 繰入金	22,661	△14,258	8,403

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		290,251	63,792	354,043
	4 雑 入	179,482	55,872	235,354
	5 受託事業 収 入	0	7,920	7,920
22 市 債		781,800	△70,800	711,000
	1 市 債	781,800	△70,800	711,000
入 合		17,607,900	△500,000	17,107,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		172,187	△1,988	170,199
	1 議 会 費	172,187	△1,988	170,199
2 総 務 費		3,100,677	△101,656	2,999,021
	1 総務管理費	2,684,360	△100,056	2,584,304
	3 戸籍住民 基本台帳費	113,532	△1,600	111,932
3 民 生 費		5,558,978	△100,602	5,458,376
	1 社会福祉費	3,051,107	△17,068	3,034,039
	2 児童福祉費	2,283,689	△83,234	2,200,455
	3 生活保護費	223,682	△300	223,382
4 衛 生 費		1,847,835	△122,312	1,725,523
	1 保健衛生費	854,884	△81,688	773,196
	2 清 掃 費	872,106	△30,450	841,656
	3 環 境 費	120,845	△10,174	110,671
5 労 働 費		15,430	△251	15,179
	1 労働諸費	15,430	△251	15,179
6 農林水産業費		564,584	6,494	571,078
	1 農 業 費	514,889	13,654	528,543
	2 林 業 費	49,695	△7,160	42,535
7 商 工 費		713,102	△42,331	670,771
	1 商 工 費	713,102	△42,331	670,771

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,347,374	△104,149	1,243,225
	2 道路橋梁費	852,010	△54,209	797,801
	3 河川費	101,608	△36,226	65,382
	4 都市計画費	235,597	△9,605	225,992
	5 住宅費	101,563	△4,109	97,454
9 消防費		607,838	△9,865	597,973
	1 消防費	607,838	△9,865	597,973
10 教育費		1,569,757	△58	1,569,699
	1 教育総務費	283,140	△1,700	281,440
	2 小学校費	256,597	0	256,597
	4 幼稚園費	182,053	△7,812	174,241
	5 社会教育費	389,419	△410	389,009
	6 保健体育費	298,710	9,864	308,574
11 災害復旧費		55,380	△29,877	25,503
	1 農林水産業施設 災害復旧費	7,200	△5,994	1,206
	2 土木施設 災害復旧費	48,180	△23,883	24,297
13 諸支出金		536,104	6,595	542,699
	1 公営企業費	536,104	6,595	542,699
出 合		17,607,900	△500,000	17,107,900

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	民間介護施設等整備補助事業	21,057
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設等安全対策事業	600
3 民生費	2 児童福祉費	幼稚園給食原材料費高騰対応事業 (新型コロナ対策)	4,257
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウィルス ワクチン接種事業	7,000
4 衛生費	2 清掃費	環境保全用軽自動車購入事業	1,500
6 農林水産業費	1 農業費	農産物等直売所規模拡大整備事業	106,919
7 商工費	1 商工費	観光地整備促進事業	32,000
8 土木費	2 道路橋梁費	土岐橋架替関連事業	3,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路側溝等緊急対策事業	10,000
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業 (南エリア)	17,150
10 教育費	6 保健体育費	学校給食原材料費高騰対応事業 (新型コロナ対策)	12,814

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備 交付金事業	189,000	補正前に同じ	313,000

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農産物等直売所 指定管理料 (規模拡大分等)	令和4年度から 令和8年度まで	20,000	補正前に同じ	55,000

第4表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土岐橋架替関連事業	1,800	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
工場用地造成関連道路整備事業	2,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	6,900			
狭あい道路整備等促進事業	8,500			
消防ポンプ自動車等更新事業	8,500			
過年農業用施設補助災害復旧事業	1,700			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事業	57,900	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	63,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
県営事業負担金事業(県営ため池等整備事業)	9,700				13,500			
市道等整備交付金事業	163,500				156,300			
県単急傾斜地崩壊対策事業	11,000				8,300			
普通河川緊急浚渫推進事業	58,000				34,400			
普通河川緊急対策事業	11,300				1,200			
現年土木施設補助災害復旧事業	6,200				3,300			
過年土木施設補助災害復旧事業	6,500				2,000			

議第19号

令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ612,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		148,519	△7,800	140,719
	1 一般会計 繰入金	148,519	△7,800	140,719
6 諸収入		530	1,700	2,230
	2 雑入	510	1,700	2,210
歳入合計		618,400	△6,100	612,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		577,873	△6,100	571,773
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	577,873	△6,100	571,773
歳出合計		618,400	△6,100	612,300

議第20号

令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,698,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,779,050	△162,042	2,617,008
	1 県補助金	2,779,050	△162,042	2,617,008
5 繰入金		374,800	△358	374,442
	1 一般会計繰入金	268,400	7,500	275,900
	2 基金繰入金	106,400	△7,858	98,542
歳入合計		3,860,900	△162,400	3,698,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,757	△1,700	71,057
	1 総務管理費	72,757	△1,700	71,057
2 保険給付費		2,719,408	△161,000	2,558,408
	1 療養諸費	2,376,270	△130,000	2,246,270
	2 高額療養費	330,550	△31,000	299,550
3 国民健康保険事業費納付金		999,638	0	999,638
	1 医療給付費分	714,650	0	714,650
	2 後期高齢者支援金等分	211,508	0	211,508
	3 介護納付金分	73,480	0	73,480
4 保健事業費		32,537	300	32,837
	1 保健事業費	5,061	300	5,361
歳出合計		3,860,900	△162,400	3,698,500

議第21号

令和4年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号イ中「310,105千円」を「221,105千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額411,900千円」を「資本的支出額に対し不足する額370,900千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,363千円」を、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,631千円」に、「過年度分損益勘定留保資金387,537千円」を「過年度分損益勘定留保資金350,269千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	124,600千円	△48,000千円	76,600千円
第1項 工事負担金	51,000千円	△43,500千円	7,500千円
第2項 分担金	23,679千円	△4,500千円	19,179千円
	支	出	
第1款 資本的支出	536,500千円	△89,000千円	447,500千円
第1項 建設改良費	356,921千円	△89,000千円	267,921千円

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第 2 2 号

令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号ア中「6 4, 7 3 3 千円」を「4 7, 2 3 3 千円」に改め、同号ウ中「1 0 2, 7 0 0 千円」を「2 6, 2 0 0 千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1, 330, 000 千円	△7, 600 千円	1, 322, 400 千円
第 2 項 営業外収益	774, 269 千円	△81, 334 千円	692, 935 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	73, 734 千円	73, 734 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1, 315, 900 千円	△3, 000 千円	1, 312, 900 千円
第 1 項 営業費用	1, 219, 325 千円	△186, 798 千円	1, 032, 527 千円
第 2 項 営業外費用	94, 410 千円	4, 600 千円	99, 010 千円
第 3 項 特別損失	165 千円	179, 198 千円	179, 363 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 3 5 9, 8 0 0 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 3 5 3, 7 0 0 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 5, 8 2 8 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 1, 1 0 0 千円」に、「損益勘定留保資金 3 0 7, 1 3 8 千円」を「損益勘定留保資金 3 0 5, 7 6 6 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

	収	入	
第1款 資本的収入	434,800 千円	△87,900 千円	346,900 千円
第1項 企業債	173,100 千円	△54,000 千円	119,100 千円
第2項 負担金	18,950 千円	△11,695 千円	7,255 千円
第3項 出資金	170,350 千円	8,095 千円	178,445 千円
第4項 補助金	72,400 千円	△30,300 千円	42,100 千円

支 出

第1款 資本的支出	794,600 千円	△94,000 千円	700,600 千円
第1項 建設改良費 (企業債)	271,616 千円	△94,000 千円	177,616 千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
下水道事業 (他会計からの補助金)	173,100 千円	△54,000 千円	119,100 千円

第6条 予算第10条中「17,826千円」を「17,940千円」に改める。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第23号

令和5年度瑞浪市一般会計予算

令和5年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	5,304,610
	1市民税	2,152,500
	2固定資産税	2,449,300
	3軽自動車税	128,700
	4市たばこ税	264,000
	5鉱産税	10
	6入湯税	600
	7都市計画税	309,500
2地方譲与税		185,900
	1地方揮発油譲与税	42,000
	2自動車重量譲与税	125,000
	3森林環境譲与税	18,900
3利子割交付金		1,500
	1利子割交付金	1,500
4配当割交付金		27,000
	1配当割交付金	27,000
5株式等譲渡所得割交付金		25,000
	1株式等譲渡所得割交付金	25,000
6法人事業税交付金		69,000
	1法人事業税交付金	69,000
7地方消費税交付金		947,000
	1地方消費税交付金	947,000
8ゴルフ場利用税交付金		170,000
	1ゴルフ場利用税交付金	170,000
9環境性能割交付金		20,000
	1環境性能割交付金	20,000
10地方特例交付金		38,000
	1地方特例交付金	38,000
11地方交付税		3,550,000
	1地方交付税	3,550,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
13 分担金及び負担金		29,009
	1 分担金	3,385
	2 負担金	25,624
14 使用料及び手数料		314,823
	1 使用料	126,728
	2 手数料	188,095
15 国庫支出金		1,667,728
	1 国庫負担金	1,203,862
	2 国庫補助金	454,364
	3 委託金	9,502
16 県支出金		1,002,277
	1 県負担金	587,183
	2 県補助金	331,687
	3 委託金	83,407
17 財産収入		77,172
	1 財産運用収入	76,732
	2 財産売却収入	440
18 寄附金		250,110
	1 寄附金	250,110
19 繰入金		891,712
	1 基金繰入金	868,089
	2 財産区繰入金	23,623
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		294,259
	1 延滞金、加算金及び過料	7,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	103,413
	4 雑入	167,382
	5 受託事業収入	16,460

(単位：千円)

款	項	金額
22 市	債	1, 130, 900
	1 市 債	1, 130, 900
歳 入	合 計	16, 100, 000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		174,048
	1 議会費	174,048
2 総務費		1,833,226
	1 総務管理費	1,453,245
	2 徴税費	195,920
	3 戸籍住民基本台帳費	123,693
	4 選挙費	45,705
	5 統計調査費	9,163
	6 監査委員費	5,500
3 民生費		5,340,380
	1 社会福祉費	2,904,128
	2 児童福祉費	2,209,606
	3 生活保護費	226,146
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,695,331
	1 保健衛生費	597,552
	2 清掃費	966,673
	3 環境費	131,106
5 労働費		16,726
	1 労働諸費	16,726
6 農林水産業費		269,511
	1 農業費	220,634
	2 林業費	48,877
7 商工費		527,555
	1 商工費	527,555
8 土木費		1,545,655
	1 土木管理費	55,710
	2 道路橋梁費	807,209
	3 河川費	263,195
	4 都市計画費	327,129
	5 住宅費	92,412

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		730,176
	1 消 防 費	730,176
10 教 育 費		1,842,770
	1 教 育 総 務 費	285,439
	2 小 学 校 費	206,621
	3 中 学 校 費	155,413
	4 幼 稚 園 費	180,096
	5 社 会 教 育 費	413,012
	6 保 健 体 育 費	602,189
11 災 害 復 旧 費		3,570
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,570
	農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	0
12 公 債 費		1,464,518
	1 公 債 費	1,464,518
13 諸 支 出 金		636,534
	1 公 営 企 業 費	636,534
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		16,100,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	市民体育館 施設改修事業	796,000	令和5年度	316,300
				令和6年度	479,700

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移住促進奨励金 (令和5年度決定分)	令和6年度から 令和7年度まで	瑞浪市移住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
第四次LGWAN回線使用料	令和6年度	200
第四次LGWAN接続ルータ借上料	令和6年度	100
地域福祉計画策定業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,786
子ども・子育て支援事業計画 策定業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
予防接種委託料	令和5年度から 令和6年度まで	145,312
医師・歯科医師等出務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,826
予防接種ワクチン購入費	令和5年度から 令和6年度まで	31,970
がん検診等委託料	令和5年度から 令和6年度まで	36,075
血液検査委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,342
企業立地奨励金 (令和5年度指定業者分)	令和5年度から 令和11年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和5年度決定分)	令和6年度から 令和8年度まで	300
橋梁撤去費負担金	令和6年度	80,000
加知奨学金 (令和5年度決定分)	令和6年度から 令和10年度まで	18,000
奨学金 (令和5年度決定分)	令和6年度から 令和10年度まで	5,400
瑞浪北中学校スクールバス 運行管理業務委託料	令和5年度から 令和10年度まで	209,088
総合文化センター電話機賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	60

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等購入事業	13,700	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
クリーンセンター機械設備更新事業	16,400			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	9,700			
市道等整備交付金事業	37,600			
南垣外北野線道路改良事業	200,000			
八伏線道路改良事業	15,300			
土岐橋架替関連事業	9,800			
県単事業負担事業	18,700			
工場用地造成関連道路整備事業	42,400			
道路側溝等緊急対策事業	26,500			
瑞浪市残土処分場整備事業	60,600			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	7,200			
県単急傾斜地崩壊対策事業	2,000			
猿爪川浸水対策事業	66,000			
普通河川緊急浚渫推進事業	55,000			
普通河川緊急対策事業	69,500			
狭あい道路整備等促進事業	900			
都市公園再整備事業	1,400			
市営住宅長寿命化事業	5,200			
市営住宅用途廃止事業	13,600			
消防車両・救急車両等更新事業(単独)	13,900			
消防指令センター共同運用事業	43,200			
消防ポンプ自動車等更新事業	5,000			
土岐小学校改修事業	4,500			
市民体育館施設改修事業	272,200			
過年土木施設補助災害復旧事業	600			
臨時財政対策債	120,000			

議第 2 4 号

令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 2 5, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		441,010
	1 後期高齢者医療保険料	441,010
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		25,036
	1 補助金	218
	2 委託金	24,818
4 繰入金		158,684
	1 一般会計繰入金	158,684
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		540
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 雑収入	510
歳入合計		625,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		20,622
	1 総務管理費	17,707
	2 徴収費	2,915
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		584,532
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	584,532
3 保健事業費		19,236
	1 健康保持増進事業費	19,236
4 諸支出金		510
	1 償還金及び還付加算金	510
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		625,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	87
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	1,600

議第 2 5 号

令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 4 6 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		707,600
	1 一般被保険者国民健康保険料	707,600
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 県支出金		2,421,933
	1 県補助金	2,421,933
4 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
5 繰入金		322,300
	1 一般会計繰入金	279,300
	2 基金繰入金	43,000
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		2,817
	1 雑収入	2,817
歳入合計		3,460,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		75,308
	1 総務管理費	75,308
2 保険給付費		2,368,175
	1 療養諸費	2,087,420
	2 高額療養費	267,400
	3 移送費	50
	4 任意給付費	13,305
3 国民健康保険事業費納付金		971,492
	1 医療給付費分	662,130
	2 後期高齢者支援金等分	237,136
	3 介護納付金分	72,226

(単位：千円)

款	項	金額
4 保 健 事 業 費		34,875
	1 保 健 事 業 費	5,081
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	29,794
5 基 金 積 立 金		150
	1 基 金 積 立 金	150
6 諸 支 出 金		5,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,000
7 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,460,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	112
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	9,810
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	300
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	3,500

議第26号

令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和5年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,518,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		692,255
	1 介 護 保 険 料	692,255
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		821,640
	1 国 庫 負 担 金	585,827
	2 国 庫 補 助 金	235,813
4 支 払 基 金 交 付 金		903,033
	1 支 払 基 金 交 付 金	903,033
5 県 支 出 金		490,292
	1 県 負 担 金	466,421
	2 県 補 助 金	23,871
6 財 産 収 入		333
	1 財 産 運 用 収 入	333
7 繰 入 金		603,784
	1 一 般 会 計 繰 入 金	573,508
	2 基 金 繰 入 金	30,276
8 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
9 諸 収 入		2,243
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	2,223
歳 入 合 計		3,518,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		107,878
	1 総務管理費	54,738
	2 徴収費	5,577
	3 介護認定審査会費	47,342
	4 趣旨普及費	221
2 保険給付費		3,237,690
	1 介護サービス等諸費	3,038,840
	2 介護予防サービス等諸費	66,530
	3 その他諸費	3,200
	4 高額介護サービス等費	59,100
	5 特定入所者介護サービス等費	60,120
	6 高額医療合算介護サービス等費	9,900
3 基金積立金		333
	1 基金積立金	333
4 地域支援事業費		166,749
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	100,000
	2 一般介護予防事業費	6,567
	3 包括的支援事業・任意事業費	59,762
	4 その他諸費	420
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,518,200

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	214
介 護 保 険 料 仮 算 定 納 入 通 知 書 等 印 刷 製 本 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	800
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	200
認 定 調 査 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	3,000
訪 問 型 サ ー ビ ス A 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	800
介 護 予 防 教 室 等 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	4,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	800
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	4,000
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	6,000
徘 徊 高 齢 者 位 置 確 認 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	20
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	250

議第 27 号

令和 5 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		29,500
	1 使用料	29,500
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		30,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		17,960
	1 駐車場管理費	17,960
2 公債費		11,040
	1 公債費	11,040
3 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		30,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	7
駐 車 場 キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 手 数 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	500
駐 車 場 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	284
駐 車 場 使 用 料 集 金 収 納 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	275
駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	2,236

議第28号

令和5年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	15,400件
(2) 年間総配水量	4,400,000 m ³
(3) 一日平均配水量	12,022 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 緊急時給水拠点確保事業	90,840千円
イ 配水設備改良事業	293,726千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,132,600千円	
第1項 営業収益	924,791千円	
第2項 営業外収益	207,076千円	
第3項 特別利益	733千円	

	支	出
第1款 水道事業費用	1,111,800千円	
第1項 営業費用	1,038,525千円	
第2項 営業外費用	23,996千円	
第3項 特別損失	45,279千円	
第4項 予備費	4,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額451,400千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,791千円及び過年度分損益勘

定留保資金423,609千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	120,600千円
第1項 工事負担金	42,300千円
第2項 分担金	20,287千円
第3項 出資金	41,763千円
第4項 補助金	16,250千円

支 出

第1款 資本的支出	572,000千円
第1項 建設改良費	390,223千円
第2項 企業債償還金	181,777千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和5年度から 令和6年度まで	88
検 針 業 務 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	13,000
水 質 検 査 等 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	150
配水管事故賠償責任保険	令和5年度から 令和6年度まで	450
上 下 水 道 総 合 管 理 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	500

仮 設 配 管 賃 借 料	令和5年度から 令和6年度まで	1,700
---------------	--------------------	-------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 44,527千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、52,515千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第29号

令和5年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	25,500人
(2)	年間総処理水量	3,974,000 m ³
(3)	一日平均処理水量	10,858 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	99,880千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	32,000千円
ウ	ポンプ場整備事業	3,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	1,430,000千円	
第1項	営業収益	551,308千円	
第2項	営業外収益	822,807千円	
第3項	特別利益	55,885千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	1,421,600千円	
第1項	営業費用	1,132,724千円	
第2項	営業外費用	83,651千円	
第3項	特別損失	203,225千円	
第4項	予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額377,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,414千円及び損益勘定留保資金366,686千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	281,700千円
第1項 企業債	94,500千円
第2項 負担金	16,400千円
第3項 出資金	141,430千円
第4項 補助金	29,370千円

支 出

第1款 資本的支出	658,800千円
第1項 建設改良費	167,210千円
第2項 企業債償還金	491,590千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和5年度から 令和6年度まで	167
水洗便所等改造資金利子補給 (令和6年度分)	令和5年度から 令和11年度まで	292
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	500
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	6,500
脱水ケーキ処理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	71,000
薬 品 購 入 費	令和5年度から 令和6年度まで	18,100
測定検査業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,800
大湫クリーンセンター 維持管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	4,500

大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	960
-------------------------	--------------------	-----

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	94,500	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 112,047千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け

る金額は、123,819千円である。

令和5年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

